

<b>令和元年度 第3回 橋本市人権尊重の社会づくり審議会</b>	
開催日時	令和2年2月20日(木) 午後2時00分～午後4時00分
開催場所	橋本市教育文化会館 3階 第2研修室
会議次第	1. 開会 2. 議事 議題(1) 人権施策基本方針改訂案 第1章、第2章(素案) 議題(2) その他 3. その他 次回審議会の議事(予定)と開催日時について 4. 閉会
出席委員	大川博子委員、喜多見委員、薦田哲委員、津本光代委員、戸島浩子委員、中尾悦子委員、仲谷一雄委員、野口政弘委員、萩原弥生委員、松本祐代委員、丸山哲也委員、村田溥積委員(※50音順)
配布資料	資料1 人権施策基本方針改定案 第1章、第2章(素案) 資料2 橋本市長期総合計画からの資料
内 容	
	<b>1 開会</b> 村田会長より挨拶。(コロナウイルス関連について) 事務局より資料の確認。
事務局	<b>(審議会の成立について)</b> 議事に入る前に、審議会委員の出席が12名であり、成立していることを報告。欠席の審議委員は、木浦委員、米澤副会長、和田委員の3名。 <b>「橋本市人権尊重の社会づくり審議会の公開及び傍聴に関する要領」</b> に基づき、公開にするか、非公開にするか審議をお願いします。
会長	この議事について、公開でよろしいでしょうか。
各委員	はい。
会長	では、公開ということにいたします。本日の傍聴者はありますか。
事務局	本日の傍聴者はおられません。議事録は、ホームページに掲載します。
会長	それでは議事録署名委員を私の方から指名させていただいていいですか。では、2名の委員を指名させていただきます。津本委員と戸島委員をお願いします。
両委員	了承。
会長	それでは、 <b>2. 議事</b> に入ります。資料の説明を事務局からお願いします。
事務局	<b>議題(1) 人権施策基本方針改定案 第1章、第2章(素案)</b> 資料1について説明。主な説明事項は、以下の通り。 今日の資料は、第1章と第2章の素案になります。なお、加筆部分には下線を、削除部分には訂正線を入れています。また説明は、修正部分についてのみとさせていただきます。以下、加筆及び削除する箇所について、読み上げて説明。 (説明の概要) ・第1章では「5. 人権をめぐる最近の動向」という項を追加している。ここで

	<p>は、平成 28 年の人権三法の施行や、平成 27 年の橋本市男女共同参画推進条例の施行など、最近の動向の説明を加えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第 2 章は、「1. 推進のための方向」の中に、「(6) 相談窓口の充実」という項を追加している。橋本市では相談窓口の充実のための取り組みをしているので、これについての説明を追加している。また「(7) 推進行動計画の策定」の項では、「計画の策定に努めます」との文言を改め、「目標を設定します」とし、人権施策の推進のための目標値を設定し、その一覧表を巻末に掲載する予定。</li> <li>・目標値の設定内容（令和 7 年度までに達成する）は、以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> <li>*小・中学校の学校教育で、学習する個別の人権課題の数を、1 校当たり平均 6 課題以上とする。</li> <li>*各地区における市民への啓発は、学校と地域が一体となって取り組んでいけるよう、枠組みを見直す。また、人権啓発リーフレット等のツールを定期的に作成し、活用していく。</li> <li>*市民団体や企業など各種団体への啓発の取り組みとして、人権出前講座（年間 8 件以上）を実施する。</li> <li>*すべての地区で、啓発活動を実施する。</li> </ul> </li> </ul>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>今の事務局案では、今ある基本方針に、今回見直しする部分を追加していくということで提案があった訳ですが、1 章と 2 章の全体について、どこからでも結構なので何かご意見等がありますか。</p>
<p>委員</p>	<p>今回の見直し案は、どういうところに重点を置いているのか、主旨をもう一度説明してもらえますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>以前の改訂から 10 年以上経過しているということで、世界、国、県それぞれに、この間の色々な動向はあると思いますが、全てを書き込むとボリュームが大きくなるので、一番身近に感じている出来事を文章化しています。その中で、特に東日本大震災の関係は、「災害と人権」という視点から少し触れておいた方がよいのではないかと考えています。あとは、平成 28 年施行の人権三法といわれる 3 つの法律があるので、そこまでの間の新たな法律の施行に触れつつ、人権三法にも触れていくというような書き振りになっています。そしてもう一つ、市では男女共同参画の推進も一方で取り組んでおり、橋本市男女共同参画推進条例の第 8 条で「性別による権利侵害の禁止」条項を盛り込んでいるので、この点にも触れております。これは「性的少数者の人権」という課題に繋げていくようなことをイメージして、ここに書き込んでいます。</p>
<p>委員</p>	<p>まず、資料は皆さん読んで来ていると思うので、ここで読み上げる必要は無いのではないかと思います。そして人権三法について書かれてはいるが、分かりにくくなっています。人権三法とは何かをもっとよくわかるように書くことが大事だと思います。それと、「部落差別解消推進法」だけを特に取り上げて書いている部分があるが、</p>

	<p>敢えて取り上げる必要があるのかどうか、私は少し気になります。もし取り上げるのであれば、現在問題になっている和歌山市の〇〇地区の問題があるが、行政はこれについてどう対応するのかという視点も必要になると私は思います。ただ人権三法だけを取り上げるのであれば、必要ないと思うが。わざわざ取り上げるのなら、和歌山市で起こっていることなので、同じ県内の橋本市としてはどう考えるのか、市民としても関心があると思います。</p>
事務局	<p>確認させていただきたいのですが、委員が仰っている部分は、「特に『部落差別解消推進法』の施行は・・・」という箇所でしょうか。</p>
委員	<p>和歌山県では、〇〇地区の問題が起こっています。これに対し、行政が変な対応をしている。行政が適切に対応しているのかということについては、やっぱり触れるべきではないかと思います。</p>
事務局	<p>ここで、「特に『部落差別解消推進法』の施行は・・・」と言う文章を入れさせてもらったのは、インターネット上で差別事象が発生しているという話に繋がる視点を入れたかったということがあるからです。三法の中でも特に部落差別解消推進法の関係は、インターネット上で特に今人権問題になっている分野になるので。後の分野別の人権課題の項で、「インターネットと人権」のような分野の項目を設定していくことに繋げていくための伏線として、敢えて入れさせてもらっています。</p>
委員	<p>それだと、ヘイトスピーチも、あるいは障がい者差別である相模原の施設問題でも同じですね。ネット上では色々な問題が起こっているので、ネット上の差別事象として取り上げるなら、その他の問題も取り上げて、バランスをとる必要があると思います。</p> <p>それから、男女共同参画の関係で橋本市の条例を取り上げているのですが、橋本市のことであるなら「また、橋本市では・・・」と書くのはおかしいと思います。橋本市独自の取り組みとして書き込むのは良いが、「また、・・・」ではないと思います。もちろん人権三法も大事ですが、橋本市でどういう人権問題があって、どういう取り組みをやっているのか、この点をしっかり取り上げて市民に知らせる方が、橋本市の方針としては重要ではないかと思います。</p>
事務局	<p>他の自治体、例えば和歌山県の基本方針のように、国の動向、県の動向ということで別の項目に分けて書いているようなケースもよくありますので、これに習うのであれば、本市の動向という形で、項目を分けて書く方が分かりやすいと思います。</p>
委員	<p>和歌山県の基本方針は私も少し目を通しましたが、相当詳しく載っています。和歌山県の内容を意識しつつ、橋本市独自のものを書いていくとか。和歌山県の方針を見てもらえれば分かるが、かなり良いものが出てきていると思います。それに比べるとこの案の書き方は、コンパクト過ぎるのではないかと思います。ですから別項目で書くということであれば、それでも結構だと思います。</p>
会長	<p>人権の基本理念を述べてくる中で、足りないところは何かと考えて、新たな法律ができたことなど、今まで書いていない部分を書き込むということなので、ここではむしろ、新たな法律が出来たことを淡々と書いていく方が良いのではないかと。橋本市がどう進めるかについては、第 2 章以降の個別の人権課題の中で、書いていく方がよいのではないかと、私は思います。なので、始めは全体の流れを書いて、新しい問題</p>

	<p>が足りないなら、それは後ろの部分で入れるということでよいのではと思います。</p>
事務局	<p>書き方は色々あると思いますが、この案では、出来るだけ今の基本方針の書き振りを変えないようにしつつ、必要な点を書き加えていくやり方で考えています。委員のご意見の趣旨も分かりますが、市の動向をどこまで書き加えるかということは、委員の皆さんのご意見もいただいた上で考えたいと思います。</p>
会長	<p>第1章は、導入部分のような位置づけでよいのではないかなと私は思います。この部分を厚くすると、全体としてのバランスがどうなるのかという点も気になります。ほかの委員の皆さんのご意見はどうでしょうか。あまり難しく考えずに、第1章の印象だけでも結構です。</p>
委員	<p>私ばかり発言して申し訳ないですが、「わが国における人権確立の教訓」の項ですが、「同和問題解決に向けたこの33年間の取り組みは、わが国における人権確立の取組に大きな教訓を残しました。」とあるが、ほんとうにこのような位置づけが国においてされているのでしょうか。もちろん、同和問題の取組は必要だとは思いますが、性差別や障がい者差別、その他諸々の差別がある中で、それらとの絡みで考えると、同和問題の位置づけについて、ここまで市として書いていいものかどうか。私は疑問に感じます。県あるいは近畿圏の自治体の中で、このような位置づけをしているところはあるのでしょうか。</p>
事務局	<p>ほかの自治体の基本方針等を見る中では、この書き振りは、橋本市の独自の表現であるように感じます。おそらく、この基本方針を策定した際の審議会の議論では、同和問題が大きなテーマとして挙がっていたのだろうという印象を持っています。最近の基本方針では、こういう表現を文章に残している自治体は、確かにあまり見かけないというのが印象です。</p>
会長	<p>国が資本を投じて進めてきた色々な特別対策事業がある中でも、この同和特別対策事業は投じた費用と改善された結果を比較した時に、その効果は特に大きかったと、この部分の執筆を担当された当時の委員はおっしゃっていました。だからこの部分を一番大事にされていたように思います。</p>
委員	<p>急に変えるのもなかなか難しいということもあるかと思いますが、大阪市や和歌山県の作成した基本方針と比べると、橋本市独自の表現であると思うので、いずれ見直す必要があるのではないかと私は思います。今回見直すかどうかは皆さんの考え方もあると思いますが、ただ、同和対策事業の成果に重きを置くのはどうかと私は思います。</p>
会長	<p>当時は、おそらく同和対策事業が無駄使いではないのかという意見もあったことを受けて、敢えてこういう表現をしたように思います。</p>
委員	<p>差別問題というのは、差別をどう抑制していくのかという点が重要になるので、職場、家庭、公共の場などで、どうやって差別を無くしていくのかが中心になっていると思います。同和対策事業の成果は重要ですが、一方で、男女、家庭内、子ども、障がい者、高齢者の差別問題に関して、どう解消していくのかという視点も大事なかなと思っています。全体の中の1つとして同和問題の解消は重要ではあると思いますが、それだけではないということは感じます。私の意見はこれくらいにしておきます。</p>

会長	<p>他の委員さんで、この問題だけでなく、その他で色々と今のうちに疑問点とか、あるいはこれはどうかと言う事について、ご意見でも反論でも何でも構いませんので、どうぞお願いします。</p>
委員	<p>すいません。私は教育の立場から言うと、同和対策措置法まではいわゆる学級の人数が違ったのです。あるいは子ども会についても待遇が違ったのです。いわゆる同和地域の子ども会と他の地域の子ども会の待遇が違った。もっと具体的に言えば、同和地域の子ども会については、同和推進教員というのが、夏休みにキャンプがあって、そこへ引率して行ったのです。ほかの地域にはそれがなかった。その他の地域からは教育現場へクレームがきました。それを受けてその意見を吸い上げて、何とかしないといけないということで、みんなが立ち上がって、全部に指導者がついて行くことになった。あるいは学力困難校であるということで、具体的に言うと橋本小学校、西部小学校では、本来の学級は40人学級であるのに対し、そこでは35人学級だったのです。35人学級でちょっと人数が少ない方が、教育の効果が上がるだろうということで取り組んできた経緯もあります。もう一つは、大きな橋本市独自のプロジェクトと言えるのでしょうか、銭坂の途中から学文路方面へ向かう道路の改良事業がありました。それからまた、地区内の小学校と地区外の小学校との合併もありました。これは部落問題の第2のプロジェクトだと私は思うのです。これらは、県下においても珍しいプロジェクトだと思います。バスに乗って行く、あるいはJRに乗って行くと、あそこの景色は汚いなと一目瞭然でした。それを住民の努力、市の努力、県の努力によって変えてきたという思いが、ここの文章に込められているのではないのかなと、私は感じます。</p>
会長	<p>それは確かに市町村では珍しいですね。和歌山市はそれが出来ていなくて、今でも子ども会というと解放子ども会のことで、一般の子どもは母親子どもクラブという名前です。補助金のことで言うと、子ども会の子たちは200万、母親子どもクラブの子は2万円というくらいの、予算の付け方に差がある。県では、予算としては解放子ども会への補助は14年前にやめたのです。しかし、和歌山市の場合はそのまま残っていて、今でも多分その差があるだろうと思います。だからそうして取り組んだ成果があるということなら、橋本市の取組として、これを書いておく必要があるかもしれません。そんな発言をしてくれた委員さんは他にいませんよ。</p>
委員	<p>私は、〇〇地域にずっと住んでいたのですけれども、実際にこういう対策事業を国が施行するようになったのは、やはり水平社宣言以降も地域の中でなかなか解放されない、差別が根強く残っている状況の中で、地域の方々が何とか地域の改善をお願いしたいということで、皆さんが団結する中で、国、県、市へ要望してきたのです。そういう運動の過程をやっぱり大事にしないといけないと思うのです。何も言わずに行動もせずにいると、どこの行政も何ら手立てをしてくれないという状況を、私たちも見て来ている。そういう部分では、やっぱり日頃の運動の中で、地域の子ども会活動もそうですし、子どもたちに高校入学を保證せよとか、学校の統廃合についても地域の子どもたちを何とか一般社会人に育てるよというよなことで、そしてまた、地域の子ども会活動の中でも保護者の方々が一生懸命培って</p>

	<p>きたという歴史の中で、行政に対して私たちが声をあげないと何も出来ないという事実があったのです。そんな同和問題に関しての歴史的な事実を見て欲しいと思います。この特別対策措置法は国の方からやりますよと言ってきたものでないし、私たちが色々取り組んできた中で、今回のこの人権三法にしても、障がい者の法であったり部落開放の法であったり、やはり県や国に働きかける中で出来たということだと思っております。そういうつながりが背景にあることは、知って欲しいなと思います。私からすれば水平社宣言もここに入れて欲しいくらいであって、それは国際的に見ても新しい人権の世界的な宣言ではないかなという思いです。ですからその辺りはそのままの形で残してもらえる方がよいというふうに思うのです。</p>
会長	<p>はい。ほかの方はご意見ございませんか。</p>
委員	<p>この「橋本市人権政策基本方針・現行」という資料は、これが答申として出す時の原稿になるのかどうか、私はよく分かっていないのですが、もし今の冊子に載っている部分に、更に国の流れ、橋本市の流れ、県の流れを載せていくというのであれば、あまり肉付けし過ぎると分かりにくくなってしまおうのかなと思うので、あまりボリュームを持たせるよりも簡潔に国の流れ、県の流れ、橋本市の流れはこうだというのが分かる方が、一般の人というか、法律に詳しくない人でも、何故これが必要かということが分かるのではないかと思います。</p>
会長	<p>ほかにご意見ございませんか。</p>
事務局	<p>すいません。今のご意見でもう一度確認ですが、これが要る理由とはどの部分を指してのご意見なのでしょう。</p>
委員	<p>これ自体を作らなくても良いとか言うことではなくて、この基本方針を作る必要があるのはこういう事だからだと分かるようにするのが、基本方針の始めの説明の部分ということですよね。なぜこの橋本市人権施策基本方針が要るのかということを知りやすくするには、あまり色々な事を盛り込んで雪だるまのような事になるよりも、ちゃんとした筋と流れを見せてあげる方が、始めにという導入部分に関しては、見る人にとって分かりやすくなるのではないかと思います。</p>
会長	<p>今の基本的方針として分かりやすいのが、第1章の「基本方針策定への基本的考え」という部分で、なるべくここは簡潔に書いた方が良いと思いますね。ただ事務局の案では、新しい法律が出来たことはその中に書き加えていこうということで色々書き加えていくと、前の方がだんだんと膨らんでいくのですね。そうすると読む側から言えば少ない方が分かり易いのに、たくさん書き加えると分かりづらくなるというデメリットも生じてしまうということなんですね。この「1. 人権の基本理念」という一番初めの部分で、「私たちは、ひとりの人間としてこの世に生を受け・・・」という出だしの文章から読んでいって、なるほどよく出来ているなというように思ってもらえたなら橋本市民全体にとって一番良いということですね。おそらく悪いように思っていない人が多かったから、今までこれが残って来たのかなというふうに思います。しかし、本当に皆さんの意見にあるように、ここをこんなふうに変えた方が良いのではないかとこの部分の審議を、今まさにしているということですね。</p>
委員	<p>なかなかこの冊子も読んで頂けてないというのが現実だと思うのです。だから、読</p>

	<p>んでもらえるようにしようとすれば、とにかく簡潔に、短くまとめて見やすく分かりやすくする方が、皆さんに見て頂けるのかなと思うのです。例えばカラー刷りの部分を入れたりして見やすくする方が良いのではと思います。そう考えると、やはり少しこのボリュームは抑えて、別の章で説明を入れるとかの工夫をした方が良いのかなと思います。今の方針の冊子を見ていると、話が繋がっているので、最初は簡潔にしておく方が、取っ付きやすいのではないかなと思います。</p>
会長	<p>これはやはり、書く側と読む側の違いかなと思います。書く側はここを書かないとどこか抜け落ちているのではないかということで、ついついあれもこれも書いてしまう。ところが、読む側からすると長くなって読みづらいということだと思います。ここが書けていないのではないかということになると、欠陥があるように思えてきたりして、そこが非常に難しい部分です。どちらをとるのかということになると、いつも私が言っているのは、まずはこんな基本的なものがあって、その上でリーフレットのようなものを別に作って出してもらえないかということなんです。そうすると、他の自治体では予算が無いということで、あまり出してはもらえない。だから立派なものが出来ていても、皆さんに知ってもらえないということがあったりするのです。</p>
委員	<p>私の感想ですが、10年も経てば少しは世の中も変わって来ていると思うので、本当にその部分だけを少し加える、あるいは修正するというだけでも十分じゃないかなと思います。100点のものを作るのなら、もっともっとということになるかも分かりませんが。立派な資料があるのだから、これに少し手を加える程度で良いのではないかなと思います。</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p>
委員	<p>色々な方のご意見を聞いていて、なるほどと思っています。作る側と読む側という違いもありますし、読みやすさという点も大事だし、一方で抜け落ちることの無いような100点満点というのも大事だと思います。出来るかどうかはよく分かりませんが、簡潔に作っておいて、その注釈を巻末に付けるという形はどうなのでしょう。読む時にサーッと全体をつかめるように簡潔にしておいて、でももっと丁寧に読み込みたい人は巻末の注釈でしっかり読んでいって、歴史的なことや、橋本市の同和改革運動のことなども細かく知りたい人は、そこを読めば分かるような書き方の工夫が出来ないのかなと思ったのですが。</p>
会長	<p>今はその逆をやっている状態ですね。前の部分で丁寧に書いておくという話になっているので。</p>
委員	<p>この冊子の中には巻末資料ということで、注釈を書いている部分がありますよね。それをもっと増やすような形がいいのかなと思います。</p>
委員	<p>これだけは抜かすことが出来ないという言葉はきっとあると思います。なので、肉付けする必要がある言葉を選別して書き込んで、それ以外はどこかの部分で補足していくやり方が、読む側は分かりやすいかなと思います。逆に削ぎ落し過ぎて分かりにくくなる場合もあるので、そこは難しい部分かも知れませんが。</p>
会長	<p>そのための委員なので、その具体的な話をこの会議で出してもらいたいと思うのですよ。最初の策定の時には、何もない無のところから作り上げていく必要があったので、こんな和やかな会議ではなかったです。各委員は、各々の団体を背負った</p>

	<p>上で出席していたので、ほんとうに色々な意見がありました。でも、そうやってまとめた基本方針なので、県下で一番よく出来ていると私は思います。それでも残念ながら市民に見てもらえていない。そこが具合の悪いところです。市民が知らない証拠に、同和対策事業の取組も知らない。昔は臭い汚い所に住んでいたが今はそうではないのは何故かという、市民の皆さんがお金を出してくれたからだということ、その一方で、そのための法律を作るのに地域の方々がどれだけ苦勞してきたのかということ、じっくり時間をかけて話をするのもなかなか難しいのです。だからこういう文章表現にしているということなのです。ですから、読みづらいということであれば、逆にどこが読みづらいのかと問わざるを得ない話になるのです。今の意見の趣旨は、全く別もので簡単なものを作って用意するということなのかと思っただけなのですが。つまり、本体は分厚くしておいて、別冊で簡易版を作るというような感じかな。</p>
委員	<p>私はどちらかというと活字は嫌いですが、教科書などでも活字ばかりですが、でも、どうすれば目を通すようになるのかなと考えてみました。先ほど委員さんから橋本市の昔のお話がありましたよね。私たちはそういう話は全然知らない世代なので、そんなことがあったのかという思いで聞かせてもらいました。やはり橋本市の基本方針に目を通してもらおうと思えば、橋本市でどんなことがあったのかということを見えるように、時間がかかるのか知れないが、橋本市の歴史を年表のような形にして、それを入れてみてはどうかと思うのですが。</p>
委員	<p>私も今の意見に賛成です。先ほどから各委員がおっしゃった内容はすごくいいことなのですが、やっぱり歴史的認識として、表でも表でなくてもいいのですが、橋本市で起こった事件なり事実は、これこそ歴史遺産だと思います。これを大事にして欲しい。ただし、こういう基本方針にあるような抽象的評価のような書き方は、出来れば避けて欲しいです。そこは簡単に数ページでもいいと思うし、その代わりに培ってきた歴史的事実はしっかり押さえておく。橋本市ではこんなことがあったのだ、こんな苦勞があったのだというのを、ぜひ出して頂きたいと私は思います。そっちの方を読みたい人はそっちを読みますから。橋本市には分厚い市史もありますよね。私はこれを読むのが好きなのです。こういう抽象的、一般的なことではなく橋本市固有の、同和問題のことでもしっかりと歴史的事実として取り上げて欲しい。変わった言い方が分からないが、先ほどお話があったような市内で起こった事件、こんなことがこの地域であったのだということ、これこそ大事なことだと思います。</p>
委員	<p>橋本市の人権施策というような冊子は、ほとんど読まれないと思います。なぜかは分かりませんが。私がいつも大事にしたいことは、差別される側はなぜ差別されるのだろうかという問いを聞いてみても、こんなことをしているから差別されるのですよという答えが無いのですよ。逆に差別をする側の人に聞いてみたら、皆がしているからとか、ただ何となくとか、そう言う答えなのです。それをやっぱり出し合って議論をして、そのうえで冊子を出せば良いのと思うのです。パンフレットとかでもよいし、あるいはカラー印刷の漫画的な本であるとか。難しいでしょうけど、そんなふうに私は思っています。</p>



<p>会長</p>	<p>言っていることはよく分かります。全員がその講師になって、分担して行ってくれ ると良いのですが、なかなか誰も行ってはくれない。何十年間も同和地区を回って いたのは、私だけなのです。橋本市内の同和地区で、人権擁護委員さんを集めて同和教 育をやったのは私が初めてです。人権委員さんと同和委員さんとは別だということ で、同和委員さんは同和問題を、人権委員さんは同和抜きその他の人権の講話をや るといような、そんな時代があったのです。地域の人とその土地を汚くしていた訳 でもないし、今は美しくなったというのも、その人たちだけのおかげでもなくて、ど れだけ頑張っこの地域が良くなって来たのかということ、何とかして皆さん に知らせたいなという思いは同じだと思うので。ここに書いているような表現では 本当にダメなのではないでしょうか。そういう思いで前回はこれを作ったのですが。で すから、変える必要も何もないし、ただ足りない部分を補足したらよいというふう に、実際のところ思います。県下でこの基本方針が一番良いですよ。橋本市の方が 間違いなく、和歌山県よりも良いです。県の方針は包括的な表現で、よく分から ないことを書いていると思いますね。良いのは間違いのないのですが、それでも 皆さんから見て、見直しが必要だと思うのは、なかなか読んでもらえていないか ら。それは何故だろうかという話で、今皆さんに集まって頂いて、皆さんの言葉 で話を聞かせて欲しいということなのです。ですから、ここからスタートなのです。</p>
<p>委員</p>	<p>最初に言っていたように、難し過ぎるのではないのでしょうか。我々からすると そう感じるのですが。</p>
<p>会長</p>	<p>この基本方針の一番最初に「私たちは、一人の人間としてこの世に生を受け、育ち、 学び、働き、そして生活しながら次世代を生み、育て、老いて子孫に人間の生涯につ いて伝え、やがてその生涯を閉じて行きます。」とあるように、こういう話から始 まっています。だから非常に読みやすい文章で始めていることは確かです。それで も読み難いのは、どうしてなのでしょうかね。格調が高過ぎるのかな。</p> <p>それで、今後の進め方ですが、今は1章・2章のうちの1章の部分について話し合 いをしているのですが、この後どんなふうに進めて行きますか。つまり、この事務 局案のように、今ある文章を下地にしながら、付け加えていくというやり方と、そ うではなく簡単なものを先にもってきて、別冊で詳細なものになるような形にする のか、2つに1つということ。どちらにしても大と小が必要になるということになり ますが。</p> <p>いずれにしても、どこにも真似が出来ないような橋本市の基本方針にしたいと思 います。今の基本方針にしても、どこにもないものを作ってきたのですから。だか ら今度は余計に誰も真似出来ないようなものを、どうやって作り上げたら良いか ということ。だから、ここまで来たら、あせらずに進めましょう。</p> <p>事務局に確認しますが、この会議には期限があるのでしょうか。いつまでに答申 しないとイケないとかいう話はあるのですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>当初は順調にいけば5月に答申を出す予定だったのですが、今の予定では一月遅 らせて6月答申というスケジュールにしています。</p> <p>来年度予算で冊子の印刷まで進めて行かなければならないということになってい ます。それと、ページ数が多くなり過ぎると予算額に収まらなくなる可能性が出てく</p>

	<p>るとというのが実情です。あまりボリュームを増やし過ぎるのも、また別冊を作るというのも、なかなか難しいとは思いますが。</p>
会長	<p>これだけ苦労しながらやっているのだから、たくさん予算を付けてくれなかったら意味ないですよ。橋本市のために頑張っているのですから。こんなに熱心に考えてくれる委員はいないと思います。目的は同じで、どんな形にしたら皆が読んでもらえるような良い内容のものに出来るのかということですから。</p>
事務局	<p>この基本方針の冊子については、市民に皆さんに配布するだけの数は作れないので、これを概要版に作り替えたものを全戸配布する予定です。ですから、この冊子については、一定の限られた方にのみ配布するというように考えています。</p>
会長	<p>概要版は何ページぐらいですか。</p>
事務局	<p>8ページぐらいのものを考えています。市民の方に分かりやすくするというところで、概要版のリーフレットも予算計上する予定にしています。ですから、この方針自体を別冊でも作るという想定はしていないので、修正していく場合でも紙面に限りがあると思っています。概要版については市民向けに配れるようにしていきますが、それでも紙面は8ページぐらいにしていきたいと思っています。ですから、各委員からお話があったような市民の皆さんに分かりやすいものということであれば、このリーフレットの方で、いかに簡潔に説明して、皆さんに読んでもらうかに重点を置くことになると考えています。先ほどお話があったような基本方針の別冊というのは難しいかもしれませんが、年表であったり歴史的な流れという部分は、何らかの形でこの中に入れていくことは出来ると思います。但し、ある程度は省略させて頂く内容も出て来るのかなとは思いますが。</p> <p>先ほどのご意見にあるように、冊子の内容を大幅に変更することを検討するという方向性が決まるのであれば、そういうことで進めることになるかもしれませんが、事務局として考えさせてもらっているのは、大きな変更ではなく、現在までのものをなるべく生かして行ければと思っています。そのうえで、目標のようなものを設定させて頂いて、取り組みの中身をもう少し分かりやすく出していきたいということで、今回の改定の大きな変更点にさせて頂きたいと思っております。</p>
会長	<p>今日のところはこの程度で、ご理解いただけたということによろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>もう一点すいません。何年にどういう法律が新たに出来たのかという部分につきましては、例えば和歌山県の基本方針でしたら、全部文章で書き込んでいくのではなく、年表にして挿入するというやり方をしている箇所もあって、そういう書き方でも紙面を見やすくする工夫になるかもしれないので、文章でつらつら書くと逆に見難いというのがあるのかなと思います。そういう書き振りに変更することも出来ると思います。</p>
会長	<p>字数の問題で、1ページに入っている文字数がどうかということですね。昔は県民の友の中に同和特集ということで、8ページものの紙面を入れたことがあります。それで見てくれているかどうかアンケートを取ると、見てくれている率は3%だったのです。理由を聞いてみると、文字が小さ過ぎるということでした。そこに入っている文字は2,000字だったので、私はその時の広報を担当していて、それを200字にせよと言いました。その時の広報広聴課は、そんな文字は印刷の表紙にす</p>

	<p>るような文字になるのではと言うから、そんなことを誰が決めたのかと言って、絵と大きな文字とに作り替えたことがありました。しかし、それでも20%しか上がりませんでした。同和特集ということで11月に8ページを割いても見てくれてなかった。だからその歴史を載せるとしても、県では昔に遡ることは少なくしたように思います。でも橋本市は、せめて水平社ぐらいまでは戻らないと話にならないですよ。それで意味のあるような形のものに、インパクトがあるようなものにしていくべきだと思います。だからリーフレットを作る時は、絵を描ける人がいた方がいいですよ。せっかく作るのだから。</p>
委員	<p>それと、文字も今はユニバーサル文字というのがあるので、そういう見やすい文字を考えてもらえたらと思います。</p>
事務局	<p>分かりました。</p>
会長	<p><b>3. その他（次回審議会の日程について）</b> はい、では次の会はいつにしますか。</p>
事務局	<p>3月23日の午後2時からでもよろしいでしょうか。それと内容の方ですが、今のご指摘の箇所の修正案と、併せて第3章の部分を審議して頂きたいと思います。第3章のボリュームが非常に大きいので、また資料の方はなるべく早く事前に送らせてもらおうと思います。</p> <p>もう一点、今回第1章の5番目で「人権をめぐる最近の動向」と第2章で「相談窓口の充実」というところを新規で項目を起こして追加しましたがけれども、この入れ具合は大幅に見直した方が宜しいでしょうか。</p>
会長	<p>入れておいてもらう方がいいのではないのでしょうか。完全を期するという意味でいうと、一言でも触れておく必要があるかも分かりません。</p>
事務局	<p>それではもう少し簡潔に見直すようにします。年表の方も、案が出来たらご提案したいと思います。ちょっとどこまで出来るかということもありますが。</p>
会長	<p>とりあえず、案を作ってみてください。</p>
事務局	<p>先ほどお話があった和歌山県の方針なども参考にさせてもらいながら、ちょっと案を作成して行きたいと思います。</p>
事務局	<p>それで宜しいですか。</p>
委員	<p>難しいかも知れませんが、読む側から言いますと、巻末の用語の解説については、小さい文字にしても良いのかなとも思います。</p> <p>それと、前の部分に関しては、出来れば全ては難しいかもしれないが、分野毎の人権がなるべく見開きで収まるような工夫は可能かどうか。今さら無理ですよと言われたら仕方がないのですが、出来れば見開きの方が見やすいとは思いますが。</p>
事務局	<p>そうなるちょっと長い文章については、逆に削らないといけないという可能性も出て来るので、どこまで出来るかというのは、またご提案させていただけたらと思います。今はその辺りの文字数のことは配慮せずに、案を作らせてもらっているのです。</p>
委員	<p>先ほど言うのを忘れた点なのですが、用語についてややこしいものは注釈に回すとか、法律名もそのまま書いているところがありますが、何か工夫して欲しい。法律名を読むだけでも疲れる。それを簡略化するのは難しいかも知れませんが。ち</p>

	<p>やんとした公文書に準じて、法律も正式な用語を使うなら何年の何号まで書かないと本当はいけない。まあ言えば中途半端なんですよ。だからどうせ中途半端なら、むしろ簡単にした方が読みやすい。正式名は注釈で入れておけばよいと個人的にはそう思います。</p>
会長	<p>分野別の人権も、各委員さんに割り振って担当を持ってもらって、この部分を2ページ分に入るように書いてくださいとお願いして作ったのですが、その量よりも多くなった委員もいれば、少なくなった委員もあって、今のように全体的にデコボコになってしまっているのです。確かにその辺が難しいです。だからその辺のレイアウトも考えて、切るなら切るでいいと思います。もともとお願いしたページ数に入らなかったのが悪いのですから。とにかく読みやすいものを作るというのが一番です。</p>
事務局	<p>その辺りはちょっと検討して、また見て頂くようにします。</p> <p><b>4. 閉会</b></p> <p>それでは長時間どうもありがとうございました。</p>